

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表

<ユニット型個室>

※介護保険負担割合1割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(1割負担分)											サービス合計 × 1.045 (地域区分調整)	介護職員処遇 改善加算(I)	特定 介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等 ベースアップ等 支援加算	介護保険負担 限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	1ヶ月ご利用の場 合の自己負担額 合計 (目安)
	基本 サービス 費 (円)	日常生活 継続支援 加算 (円)	看護体制 加算 I (円)	看護体制 加算 II (円)	夜勤職員 配置加算 I (円)	個別機能 訓練加算 I (円)	個別機能 訓練加算 II (月)	科学的介護 推進体制 加算 (月)	栄養 マネジメント 強化加算 (円)	褥瘡 マネジメント 加算 (月)									
要介護 1	652	46	4	8	18	12	20	50	11	13	27,094				第1段階				
															第2段階	820	390	65,038	
															第3段階(1)	1,310	650	88,288	
															第3段階(2)	1,310	1,360	110,298	
															第4段階	2,006	1,800	145,514	
要介護 2	720	46	4	8	18	12	20	50	11	13	29,543				第1段階				
															第2段階	820	390	67,487	
															第3段階(1)	1,310	650	90,737	
															第3段階(2)	1,310	1,360	112,747	
															第4段階	2,006	1,800	147,963	
要介護 3	793	46	4	8	18	12	20	50	11	13	32,178	所定単位数 × 加算率 8.3%	所定単位数 × 加算率 2.7%	所定単位数 × 加算率 1.6%	第1段階				
															第2段階	820	390	70,153	
															第3段階(1)	1,310	650	93,403	
															第3段階(2)	1,310	1,360	115,413	
															第4段階	2,006	1,800	150,629	
要介護 4	862	46	4	8	18	12	20	50	11	13	34,689				第1段階				
															第2段階	820	390	72,664	
															第3段階(1)	1,310	650	95,914	
															第3段階(2)	1,310	1,360	117,924	
															第4段階	2,006	1,800	153,140	
要介護 5	929	46	4	8	18	12	20	50	11	13	37,076				第1段階				
															第2段階	820	390	75,113	
															第3段階(1)	1,310	650	98,363	
															第3段階(2)	1,310	1,360	120,373	
															第4段階	2,006	1,800	155,589	

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。(※1単位あたり10.45円の計算となります)

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算 I・特定処遇改善加算 I…所定単位数×加算率(8.3+2.7)%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算(246単位/日)、療養食加算(6単位/回)、経口維持加算 I (400単位/月) II (100単位/月)、ADL維持等加算 I (30単位/月)、II (60単位/月)、

看取り介護加算 I (72単位/死亡日45日前~31日前、144単位/日、死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)、口腔衛生管理加算 I (90単位/月) II (110単位/月)、

排泄支援加算 I (10単位/月) II (15単位/月) III (20単位/月)、認知症専門ケア加算 I (3単位/日) II (4単位/日)、生活機能向上連携加算 I (100単位/月) II (200単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、預かり金(3000円/月)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画・施設行事イベントにおける発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表

<ユニット型個室>

※介護保険負担割合2割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)											介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費 (円)	食費 (円)	1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計(目安)
	基本サービス費 (円)	日常生活継続支援加算 (円)	看護体制加算Ⅰ (円)	看護体制加算Ⅱ (円)	夜勤職員配置加算Ⅰ (円)	個別機能訓練加算Ⅰ (円)	個別機能訓練加算Ⅱ (月)	科学的介護推進体制加算 (月)	栄養マネジメント強化加算 (円)	褥瘡マネジメント加算 (月)	サービス合計×1.045 (地域区分調整)						
要介護1	652	46	4	8	18	12	20	50	11	13	54,188	所定単位数 × 加算率8.3%	所定単位数 × 加算率2.7%	所定単位数 × 加算率1.6%	2,006	1,800	173,011
要介護2	720	46	4	8	18	12	20	50	11	13	59,086				2,006	1,800	177,940
要介護3	793	46	4	8	18	12	20	50	11	13	64,356				2,006	1,800	183,241
要介護4	862	46	4	8	18	12	20	50	11	13	69,347				2,006	1,800	188,294
要介護5	929	46	4	8	18	12	20	50	11	13	74,152				2,006	1,800	193,161

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。
*1単位あたり10.45円の計算となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されております。

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率(8.3+2.7)%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算(246単位/日)、療養食加算(6単位/回)、経口維持加算Ⅰ(400単位/月)Ⅱ(100単位/月)、ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)、Ⅱ(60単位/月)、
看取り介護加算Ⅰ(72単位/死亡日45日前~31日前、144単位/日、死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)、口腔衛生管理加算Ⅰ(90単位/月)Ⅱ(110単位/月)、
排泄支援加算Ⅰ(10単位/月)Ⅱ(15単位/月)Ⅲ(20単位/月)、認知症専門ケア加算Ⅰ(3単位/日)Ⅱ(4単位/日)、生活機能向上連携加算Ⅰ(100単位/月)Ⅱ(200単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、預かり金(3000円/月)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画・施設行事イベントにおける発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表

<ユニット型個室>

※介護保険負担割合3割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(3割負担分)											介護職員処遇改善加算(I)	特定介護職員処遇改善加算(I)	介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費 (日)	食費 (日)	1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計(目安)
	基本サービス費 (日)	日常生活継続支援加算 (日)	看護体制加算I (日)	看護体制加算II (日)	夜勤職員配置加算I (日)	個別機能訓練加算I (日)	個別機能訓練加算II (月)	科学的介護推進体制加算 (月)	栄養マネジメント強化加算 (日)	褥瘡マネジメント加算 (月)	サービス合計×1.045 (地域区分調整)						
要介護1	652	46	4	8	18	12	20	50	11	13	54,188	所定単位数 × 加算率8.3%	所定単位数 × 加算率2.7%	所定単位数 × 加算率1.6%	2,006	1,800	200,508
要介護2	720	46	4	8	18	12	20	50	11	13	59,086				2,006	1,800	207,886
要介護3	793	46	4	8	18	12	20	50	11	13	64,356				2,006	1,800	215,853
要介護4	862	46	4	8	18	12	20	50	11	13	69,347				2,006	1,800	223,448
要介護5	929	46	4	8	18	12	20	50	11	13	74,152				2,006	1,800	230,733

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。

* 1単位あたり10.45円の計算となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されておられます。

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算I・特定処遇改善加算I…所定単位数×加算率(8.3+2.7)%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算(246単位/日)、療養食加算(6単位/回)、経口維持加算I(400単位/月)II(100単位/月)、ADL維持等加算I(30単位/月)、II(60単位/月)、

看取り介護加算I(72単位/死亡日45日前~31日前、144単位/日、死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)、口腔衛生管理加算I(90単位/月)II(110単位/月)、

排泄支援加算I(10単位/月)II(15単位/月)III(20単位/月)、認知症専門ケア加算I(3単位/日)II(4単位/日)、生活機能向上連携加算I(100単位/月)II(200単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、預かり金(3000円/月)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画・施設行事イベントにおける発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。